

平成31年2月19日

小野薬品健康保険組合
理事長 佐野 敬



公 告（平成30-2号）

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合が規約をもって定める平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりとなりましたので公告します。

記

標準報酬月額 530,000円

（注）任意継続被保険者の標準報酬月額はいずれか低い方の額となります。

- ・前年9月30日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額（530,000円）
- ・退職時の標準報酬月額

以 上